

発議案第16号

千葉市内への指定廃棄物処分場選定を撤回するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月17日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠	⑩
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	⑩
	同	堀 口 明 子	⑩
	同	三 田 登	⑩

提案理由

国に対し、問題が多すぎる千葉市内への指定廃棄物処分場選定を撤回するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

千葉市内への指定廃棄物処分場選定を撤回するよう求める意見書

指定廃棄物処分場の選定について、環境省は4月24日の千葉市への説明に続き、議会に対しても数回にわたり説明を行った。しかし、放射性物質を含む「指定廃棄物」の処分場が、なぜ96万人都市である千葉市内に設置されるのか。千葉市はマグニチュード7級の首都直下地震が30年以内に84.9%の確率で発生すると言われている。その千葉市でも、津波・液状化・側方流動など最もリスクの高い沿岸部の埋立地をなぜ選ぶのか。「江戸前」のブランドを誇る東京湾の豊かな漁場に繋がる場所に、なぜ「指定廃棄物処理場」なのか。千葉市民のみならず、八千代市を含む近隣市や東京湾沿岸全体の自治体と住民の理解と納得が得られると判断する根拠はなにか。仮に合意がなくても設置できると考えているのかなど、疑問は限りなく広がるばかりである。どう考えても、指定廃棄物処分場の設置には不適切な場所である。しかも突然の公表だったこともあり、政府に対する市民の不信感は根強いものがある。

よって、本市議会は国に対し、問題が多すぎる千葉市内への指定廃棄物処分場選定を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
環境大臣様